

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から4月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成24年6月20日

新潟市長 篠田 昭

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 アクロスプラザ黒埼

所在地 新潟市西区善久字川中697-1外

設置者 大和情報サービス株式会社

2 変更した事項

(1)大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 福島 長男

(変更後) 代表取締役 藤田 勝幸

3 変更年月日

平成24年4月2日

4 変更の理由

設置者の代表者変更の為

5 届出年月日

平成24年6月5日

6 縦覧場所

新潟市経済・国際部商業振興課及び新潟市西区役所農政商工課

7 縦覧期間

平成24年6月20日から平成24年10月20日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先  
商業振興課商業振興係

電話 025-226-1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp